

## 2027 コード & IS更新プロセス

### 第 2 草案主な変更点の概要 治療目的使用の免除に関する国際基準

#### エグゼクティブ・サマリー

利害関係者協議段階において提供された利害関係者のコメントを慎重に検討・考慮し、また、[第 2 次起草段階におけるアンチ・ドーピング・コミュニティとの広範な協議](#)を経て、治療目的使用の除外に関する国際基準（ISTUE）起草チームは、現在進行中の [2027 年コード & IS 更新プロセス](#)の一環として、2027 年 ISTUE の第 2 次起草においてさらなる重要な変更を提案した。

この文書の目的は、2027 年 ISTUE の第 2 草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更点は、[2027 年 ISTUE の第 1 草案](#)で提案され、対応する [第 1 草案の「主な変更点の要約」](#)で要約されたものを基礎としている。

なお、2027 年 ISTUE の第 2 草案において、第 1 草案で示された変更点から派生したもので、それを基礎としたものでもない新たな変更点は、それに応じて「新規追加」と表示される。特にこの点に関して、ISTUE起草チームは、本第2草案に含まれる以下の新たな変更点について、利害関係者の注意を喚起したい：

- 第1次草案では削除されていた許可された代替案への配慮は、ステークホルダー協議フェーズで寄せられた利害関係者の意見に基づき、第 4.2条に再び導入された。
- TUE承認プロセスは、利害関係者からの強いフィードバックに基づき、より合理的でアスリート中心のシステムを構築するために改訂されました。NADOが付与したTUEは、国際競技連盟（IF）がWADAに例外を要求しない限り、国際レベルで自動的に承認され、一貫性と公平性が確保されます。また、このアプローチにより、データ収集が強化され、WADAとADOは、競技者をよりよく指導することができるようになる。

さらに、ISTUE ドラフト作成チームは、第 2 次ドラフト作成段階における利害関係者のコメントの検討およびアンチ・ドーピング団体との議論から生じた、その他の重要な進展についても言及したいと考えている：

- 第4条は、より論理的で首尾一貫した流れになるよう再編成され、これまでの改正と新たに提案された変更が統合された。この改訂は、より明瞭で読みやすくする必要性を強調する利害関係者の意見を取り入れたものである。
- 第5条と第6条は、アスリート、ADO、医師、その他すべての利害関係者にとって、TUEプロセスをより論理的で利用しやすくするために、並び替えられた。

以下では、2027年ISTUEの第2次草案における変更点を、条文ごとに簡潔にまとめる。

## 第4.0条TUE取得基準

### 初稿からの変更点

#### 第4.1条

以前は本条序文に含まれていたが、更新された第4.1条は、第4.3条に基づく遡及的TUE又はWADA 規程第2.6条に基づく他の正当な理由がない限り、競技者は禁止物質を使用又は所持する前にTUEを申請しなければならないことを明確にしている。これらの改良は、アンチ・ドーピングの枠組みにおける明確性、一貫性、及び手続上の整合性を向上させるものである。

#### 第4条2項(b)

利害関係者の強い意向を受け、第 4.2 条(b)は、禁止物質又は禁止方法が治療のために指示されるだけでなく、合理的に許容される治療上の代替手段が存在してはならないという概念を再度導入する。ほとんどのアンチ・ドーピング機関（ADO）は、医療行為では通常、許容される代替療法は考慮されないという点で合意していたにもかかわらず、この概念が維持されることで、状況によっては治療目的使用の適用除外委員会（TUEC）を支援することができる。改訂されたコメントでは、代替療法は、医師の経験、エビデンスに基づくガイドライン、及びアクセス可能性に基づいて評価されるべきであり、禁止使用する前に、競技者が代替療法を試したり、失敗したりする必要はないことが明確にされている。これらの変更により、医学的必要性とアンチ・ドーピングの原則のバランスをとりながら、より明確で厳格なTUE基準が確立される。

#### 第4.3条

これまで第 4.1 条であった第 4.3 条は、適格性基準を変更しないまま、遡及 TUE プロセスの明瞭性と一貫性を強化するものである。その新しい配置は、第4.2条の基準がより目立つ位置にあることを保証し、それらが本基準の重要な要件であることを強調するものである。

#### 第4.4条

これまで第 4.3 条であった第 4.4 条は、例外的な状況において遡及的に TUE を認めるための枠組みを維持しつつ、手続きの明確化と合理化を図ったものである。WADAの監督に変更はなく、国際及び国内レベルの競技者に対しては事前の承認を必要とするが、非エリートの競技者に対しては柔軟性を認める。報告及び評価に関する要請は第 4 条から削除され、本基準の全体的な再構築に沿って、本基準の後半に追加された。

#### 第4.5条

### 新規追加

第4.5条は、誰がTUE基準を評価する責任を負うかを定義し、明確な説明責任を提供し、TUEの決定が最も適格な適切な担当者または医学の専門家によって行われることを保証し、プロセスの公平性と一貫性を向上させます。

## 第 5.0 条第 5.0 条：ドーピング防止 TUE 責任 第 1 草案からの変更点

### 第5.1条

第 5.1 条は、コードからの直接的な引用を削除し、旧第 5.4 条の要素を取り入れ、TUE の決定に関する ADO の権限を定義することから、ISTUE に準拠した TUE 申請のための明確かつ標準化されたプロセスを各 ADO が確立することを義務付けることに重点を移しています。更新されたコメントは、意思決定権限、TUE の承認、及び審査又は不服申立ての権利を含む主要な TUE 手続きを要約したフローチャートを含む附属書 1 を参照しています。この変更により、本セクションの第 1 条は、ADO に対して明確かつ簡潔な指示を与え、ADO の重要な責務の一つを強化することになる。

### 第5.2条

#### 新規追加

第 5.2 条は、以前の条文にあった要素を統合し、ADO に対するすべての TUE 発行要件を一箇所に集中させたものである。より論理的な新構成に合わせ、本条は本セクションの 2 番目に配置された。

第 5.2 条は、各 ADO に対して、競技者及び利害関係者が容易にアクセスできる方法で、以下のような主要な TUE 情報をウェブサイトに掲載することを求めている：

- TUE申請の詳細
- TUE申請書
- 国内レベルと国際レベルのアスリートの定義；
- NADOのスポーツが、競技者のTUE義務に影響を及ぼす可能性のある情報を優先すること。
- IFと主要イベント組織（MEO）の認識情報。

本条は、ADOがTUEプロセスを明確に説明することの重要性を強調し、ADO間の一貫性を促進すると同時に、アスリートがTUEに関する責任を理解できるようにする。

### 第5.3条

包括的な構造的改善に合わせて、本条は他の条文の要素を統合し、より良い流れになるよう再構築されている。改訂された第 5.3 条は、TUEC が主に第 4.2 条の基準を評価する責任を負うが、複雑なケースにおいて柔軟性を確保するため、医学的または科学的な専門家の支援を求めることができることを明確にしている。これらの更新は、TUE 申請プロセスの明確性と公平性を高めると同時に、適切な場合には医学的な意見にアクセスできることを保証するものです。

### 第5.4条

以前は第 6.8 条であった本条は、ISTUE 原案作成チームによる本基準の構成改善の一環として、第 5 条に移された。本条は、ADO 又は TUEC に対し、21 日以内に TUE 申請又は承認申請を決定することを義務付けるものである。

### 第5.5条

以前は第 6.12 条であったが、本基準の構造を改善するために第 5 条に移された。本コメントは、この変更が ADAMS において自動的に促進されるため、ADO に余分な負担をかけるべきでないことを明確にしている。

## 第5.6条

第 5.6 条（以前は第 6.13 条）の本文は、本基準の構造を改善するための ISTUE ドラフティングチームの努力の一環として、再配置されました。さらに、本条は、より医学的に適切な期間枠を確保するために、TUE の期間は一般的に治療期間 に合わせるべきであることを明確にするために拡張されました。この原則の例外は、長期的な慢性であり、これについては「WADA TUE 医師ガイドライン」にさらに記載されている。

## 第5.7条

以前は第 6.9 条であった本条は、ISTUE ドラフティング・チームが本基準の構造を改善するために行った努力の一環として、第 5 条に移された。本条は、競技者への通知における ADO の責任を明確にするために改善された。すべての決定は ADAMS に記録されるため、WADA 及び該当する ADO の双方も通知を受領する。

## 第5.8条

以前は第 5.6 条であったが、本条は番号が変更された。本条は、現在、ADO の TUE 報告責任について概説している。TUE 申請書の要件に関するコメントは、第5.2 条に正しく移され、本基準の中でより論理的かつ構造的に配置されています。

## 第5.9条

以前は第 6.10 条であった本条は、本基準の構造を改善するための ISTUE ドラフティングチームの努力の一環として、第 5 条に移されました。本条は、ADO の TUE モニターの責任をよりよく理解するために、より明確な表現に若干変更されています。

## 第5.10条

以前は第5.9条であったが、本条は番号が変更された。

---

## 第6.0条TUE申請プロセス

### 第1稿からの変更点

## 第6.1条

第6.1条は再編され、その内容は基準内で再配布された。新たに改訂された第 6 条は、第 6 条の明確な導入部として機能し、競技者が TUE を適切な ADO に申請しなければならないことを概説している。

## 第6.2条

以前は第6.1条であったが、この条文はさらに明確にするために改良された。NADOの管轄が不明な競技者のために、このコメントでは、申請先を決定するための段階的な階層を示している。

## 第6.3条

### 新規追加

規程第 4.4.3 条から派生した第 6.3 条は、本基準の流れを改善し、国際レベルの競技者は、所属する IF を通じて TUE を申請しなければならない

#### 第5.6条

ないことを記述している。加えて、競技者が既に NADO から付与された TUE を有している場合の承認手続についても言及している。

## 第6.4条

### 新規追加

コード第 4.4.4 条から派生した第 6.4 条は、MEO の競技会に参加する際の競技者の TUE の義務について記述している。この新しい条文は、条文の全体的な流れを強化し、明瞭性と構造的な一貫性を向上させるものである。

## 第6.5条

以前は第6.3条であったが、この条文の番号が変更され、更新された。これにより、TUE 申請書には医師の署名が必要であるが、電子署名でも差し支えないことが明確化された。

## 第6.6条

以前は第 6.5 条であったが、本条が拡張され、追加情報の提出を求められた後、競技者が合理的な期間内に回答しない場合、ADO は TUE 申請を取り消すことができることを明確にした。

## 第6.7条

以前は第 6.6 条であった本条は、番号が変更され、洗練された。ADO/TUEC が更なる医学的又は科学的専門家の意見を求める能力を詳述する条文は、より明確で構成的なものとするため、本基準内のより適切な条文に再配置された。

## 第6.8条

以前は第6.4条であったが、本条は番号が変更された。

## 第6.9条

以前は第6.7条であったが、本条は番号が変更された。

## 第6.10条

以前は第6.11条であったが、本条は番号が変更された。

## 第6.11条

以前は第6.13条であったが、この条文は番号が変更され、洗練された。TUECの責任を概説する条文は、本基準内での整合性を高めるため、第5.6条に移された。

## 第6.12条

以前は第6.14条であったが、本条は番号が変更された。

## 第6.13条

以前は第6.2条であったが、この条文の番号が変更され、競技者が異なる治療または病状について複数のTUEを保持することができることを説明するために、さらに明確化された。

## 第6.14条

#### 第6.4条

以前は第6.15条であったが、本条は番号が変更された。

#### 第6.15条

以前は第 5.2 条であったこの条文は、ISTUE ドラフティングチームが規格の構造を改善するために行った努力の一環として、第 6 条に移された。

#### 第6.16条

以前は第 5.9 条であった本条は、ISTUE ドラフティングチームによる規格の構成改善の一環として、第 6 条に移された。

#### 第6.17条

以前は第5.6条であったが、本条は番号が変更された。

#### 第6.18条

##### 新規追加

WADA 規程第 4.4.3.2 条から派生した第 6.18 条は、IF が付与した TUE を NADO が WADA に再審査のために照会できることを概説している。NADO は、21 日以内に TUE の WADA による審査を要請することができる。審査が要請された場合、TUE は、WADA が決定を下すまで、国際レベルの競技会及び競技会外の検査には有効であるが、国内競技会には有効ではない。期限内に審査が要求されなかった場合、TUE は自動的に国内レベルの競技会に対して有効となる。

---

### 第7.0条: TUE承認プロセス

#### 初稿からの変更点

##### 第7.1条 a)

改定された第 7.1 条 a) は、WADA が IF または MEO に対して例外を認めない限り、自動的に TUE が承認されることを既定の位置づけとする。この条文の新しい文言は、(第 5.8 条に基づき) 適切に報告されたすべての TUE が自動的に承認されることを保証するものです。さらに、新しい文言は、TUE がいったん認められ、自動的に承認された後は、ADO による更なる審査ができないことを明確にしています。IF 又は MEO が、WADA に免除を申請することによって自動承認から外れた場合、TUE の決定を承認するか否かを評価し、決定する能力を依然として有していることを強調することは重要である。しかしながら、本改正案の目的は、競技者の管理上の負担を軽減し、ドーピング防止手続きの一貫性及び公正性の向上を促進することにある。

##### 第7.1条 b)

改訂された第 7.1 条 b) は、IF または MEO がデフォルトの自動承認から外れることを決定した場合どの TUE 決定が自動承認され、どの TUE 決定が競技者の提出を必要とするかを公表しなければならないとしている。さらに、一旦 TUE が自動承認されると、それ以上の審査はできず、最終性が確保される。これらの改正案の目的は、競技者の管理上の負担を軽減し、透明性を高め、ドーピング防止規則の一貫性と公平性を促進することである。添付のコメントは、第 7.1 条 a) に関する前回のコメントを更新し、改良したものである。

## 第7.2条

改訂された第7.2条では、IFまたはMEOが競技者またはその主治医に追加的な医学的情報を要求する方法について記述されている。さらに、TUECが医学的又は科学的な専門家に相談することを認める規定は、第4.5条に移された。これらの改正案の目的は、追加的な精査が必要な場合にのみ適用されるようにしつつ、競技者の管理上の負担を軽減するためにプロセスを合理化することである。

## 第7.3条

### 新規追加

競技者は通常、将来に向かって承認申請を行うべきであるが、第7.3条は、IF又はMEOが遡及的にTUEを承認することを認めている。しかし、本条に対するコメントには、遡及的なTUEの承認は、第4.2条の基準を満たすことに基づくものであり、保証されるものではない旨が記述されている。

## 第7.4条

以前は第7.3条であったが、本条は第7.4条に改名された。旧第7.4条と第7.5条は削除され、その内容はそれぞれ第5.4条と第5.7条に組み込まれ、より簡潔で構造化された規格となった。

## 第7.5条

### 新規追加

WADA 規程第 4.4.3.1 項に由来する第 7.5 条は、IF が TUE の承認を拒否場合の競技者の責任を概説している。このような場合、競技者又はその NADO は、21 日以内に、当該問題を WADA に照会し、審査を受けることができる。この審査期間中、TUE は、国内レベルの競技会及び競技会外の検査については有効であるが、国際レベルの競技会については有効ではない。当該事案が WADA に付託されなかった場合、NADO は、競技者が国際競技会を中止することを条件として、国内レベルにおいて TUE が引き続き有効であるか否かを決定しなければならない。

以前は第 7 条 1 項 b) に対するコメントであったが、このコメントは、TUE 認可の決定は医学的基準（第 4 条 2 項）のみに基づかなければならず、TUE の有効期間のみでは却下の正当な理由にはならないことを明確にするものである。この再編の目的は、明瞭性を高め、アスリートと利害関係者が一箇所で統合されたガイダンスを受け取れるようにすることである。

---

## 第8.0条：WADAによるTUE決定のレビュー

### 第1稿からの変更点

## 第8.1条

### 新規追加

WADA 規程第 4.4.6 条から派生した第 8.1 条は、これまでの WADA 規程の言及を拡大し、TUE の決定を審査する際の WADA の権限と責任を明確に記述したものである。本条はNADO及びIFによるTUEの承認又は却下に関わる事案において、WADAが介入しなければならない状況を明示しています。さらに、本条は、WADAの二重の役割に焦点を当て、TUEの決定を監督、審査、及び覆す可能性のある裁量権の両方を概説し、ドーピング防止規則の遵守を確保するものである。

## 第8.2条

以前は第8条1項の後半に位置していたが、本条を新たに配置することで、第8条全体の流れが強化され、明快さと構造的な一貫性が向上した。

## 第8.3条～第8.10条

これらの条文は、第8条の冒頭に新たに追加されたことを考慮し、番号が変更されている。

---

## 第9.0条：情報の機密性

### 第1稿からの変更点

## 第9.1条

本条は、2027年データ保護に関する国際基準（ISDP）に従い、ADOによるTUEプロセスにおける個人情報の処理及び取扱いの要件を概説ものであるが、指定されたデータ保存期間の遵守を明示的に含むように拡張された。当該保存期間は、ISDPの附属書に記載されている。

---